



島根県報

平成24年12月28日（金）

第2,457号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（ " ）	4
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（ " ）	4
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	5
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	5
保安林の指定（2件）	（森 林 整 備 課）	5

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	6
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	8

【特定調達公告】

島根県原子力防災ネットワークシステム機器（拡充分）の賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	（原子力安全対策課）	9
---	------------	---

告 示

島根県告示第703号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
晴木医院	雲南市大東町大東1868	平成24年10月1日
株式会社なのはな薬局	益田市駅前町33番14号	平成24年12月1日
スイング薬局エル店	出雲市大社町北荒木625-2 ショッピングタウンエル内	平成24年12月1日

島根県告示第704号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 広瀬 介護サポートセンター	安来市広瀬町広瀬814-2	居宅介護支援	株式会社 広瀬介 護サポートセンタ ー	安来市広瀬町広瀬814-2	平成24年11 月28日
株式会社 全労 済ウィック	東京都渋谷区代々木1-27-5	居宅介護支援	全労済在宅介護サ ービスセンターほ ほえみ	松江市東出雲町錦新町8 丁目1番1号	平成24年12 月1日
株式会社 全労 済ウィック	東京都渋谷区代々木1-27-5	訪問介護	全労済在宅介護サ ービスセンターほ ほえみ	松江市東出雲町錦新町8 丁目1番1号	平成24年12 月1日
株式会社 全労 済ウィック	東京都渋谷区代々木1-27-5	介護予防訪問 介護	全労済在宅介護サ ービスセンターほ ほえみ	松江市東出雲町錦新町8 丁目1番1号	平成24年12 月1日
株式会社 全労 済ウィック	東京都渋谷区代々木1-27-5	通所介護	全労済在宅介護サ ービスセンターほ ほえみ	松江市東出雲町錦新町8 丁目1番1号	平成24年12 月1日
株式会社 全労 済ウィック	東京都渋谷区代々木1-27-5	介護予防通所 介護	全労済在宅介護サ ービスセンターほ ほえみ	松江市東出雲町錦新町8 丁目1番1号	平成24年12 月1日
杉原 徳郎	安来市南十神町19-9	介護予防通所 リハビリテー ション	とかみデイケアセ ンター	安来市南十神町19-9	平成24年10 月1日

有限会社 ハッピーファミリー	出雲市大社町中荒木2617-85	認知症対応型共同生活介護	グループホーム大社	出雲市大社町中荒木2617-85	平成24年12月14日
有限会社 ハッピーファミリー	出雲市大社町中荒木2617-85	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム大社	出雲市大社町中荒木2617-85	平成24年12月14日

島根県告示第705号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人晴木医院	雲南市大東町大東1868番地	平成24年10月1日
郷原医院 大森出張所	大田市大森町ハ62	平成24年10月31日
なのはな薬局	益田市駅前町33-14	平成24年12月1日

島根県告示第706号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人 晴木医院	雲南市大東町大東1868番地	居宅療養管理指導	医療法人 晴木医院	雲南市大東町大東1868番地	平成24年10月1日
医療法人 晴木医院	雲南市大東町大東1868番地	訪問看護	医療法人 晴木医院	雲南市大東町大東1868番地	平成24年10月1日
医療法人 晴木医院	雲南市大東町大東1868番地	介護予防居宅療養管理指導	医療法人 晴木医院	雲南市大東町大東1868番地	平成24年10月1日
医療法人 晴木医院	雲南市大東町大東1868番地	介護予防訪問看護	医療法人 晴木医院	雲南市大東町大東1868番地	平成24年10月1日
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木2-12-10	居宅介護支援	全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	松江市東出雲町錦新町8丁目1番1号	平成24年11月30日
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木2-12-10	通所介護	全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	松江市東出雲町錦新町8丁目1番1号	平成24年11月30日
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木2-12-10	介護予防通所介護	全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	松江市東出雲町錦新町8丁目1番1号	平成24年11月30日

全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木2-12-10	訪問介護	全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	松江市東出雲町錦新町8丁目1番1号	平成24年11月30日
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木2-12-10	介護予防訪問介護	全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	松江市東出雲町錦新町8丁目1番1号	平成24年11月30日
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木2-12-10	福祉用具貸与	全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	松江市東出雲町錦新町8丁目1番1号	平成24年11月30日
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木2-12-10	介護予防福祉用具貸与	全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	松江市東出雲町錦新町8丁目1番1号	平成24年11月30日

島根県告示第707号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
六日市訪問看護ステーション	吉賀町訪問看護ステーション	鹿足郡吉賀町六日市580番地4	平成24年4月1日

島根県告示第708号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		所在地	変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称			
			変更前	変更後		
社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡吉賀町六日市580番地4	訪問看護 介護予防訪問看護	六日市訪問看護ステーション	吉賀町訪問看護ステーション	鹿足郡吉賀町六日市580番地4	平成24年4月1日
社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡吉賀町六日市580番地4	訪問介護 介護予防訪問介護	六日市ホームヘルパーステーション	吉賀町ホームヘルパーステーション	鹿足郡吉賀町六日市580番地4	平成24年4月1日
株式会社ツクイ	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	通所介護 介護予防通所介護	ツクイ城西	ツクイ松江城西	松江市黒田町359-1	平成24年8月1日

島根県告示第709号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年12月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
有限会社 J o y ・ ケ ア	出雲市萩杼町526-10	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	ジョイ・ケ アたいよう	出雲市武志 町586-1	出雲市萩杼 町526-10	平成24年10 月23日
株式会社ニ チイ学館	東京都千代田区神田駿 河台二丁目9番地	居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護	ニチイケア センター出 雲	出雲市渡橋 町1105	出雲市大津 朝倉3丁目 4-5	平成24年10 月1日

島根県告示第710号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成24年12月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 ハート	居宅介護支援	ハート居宅介護支援事業所	出雲市萩杼町666-1	平成24年12月15日

島根県告示第711号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年12月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町名分字池後1467、1470

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第712号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年12月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1127-30、イ1184-3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成24年12月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万9千トン（平成21年）、生産額で200億円（平成21年）の漁獲実績を有し、漁業事業者は3,689人（平成20年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国固有数の漁場となっている。

しかしながら、近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措

置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきたりしている。

- (3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。
- (4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成24年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成24年7月から平成25年6月まで）の知事管理量	平成25年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成25年7月から平成26年6月まで）の知事管理量
まいわし	若干	28,000トン
まさば及びごまさば	22,000トン	
まあじ	38,000トン	34,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	

注 平成25年のまさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成24年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成24年7月から平成25年6月まで）の知事管理量	平成25年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成25年7月から平成26年6月まで）の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	27,000トン
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	21,000トン	
まあじ	中型まき網漁業	35,000トン	31,000トン

注 平成25年のまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組みを強化する。

(2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。

(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年12月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 開発区域

安来市黒井田町字油坪232番1、232番9、234番4、232番14、234番6、232番5、232番6、234番11の一部、234番12の一部

安来市新十神町210番の一部、13番107の一部

面積 1,716.85平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県岡山市北区磨屋町10番12号

株式会社ローソン中四国ローソン支社

支社長 沖 博之

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成24年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借物件の名称及び数量

島根県原子力防災ネットワークシステム機器（拡充分） 一式
（機器調達、設置、配線、調整及び保守等一式）

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間（賃貸借期間）

平成25年3月29日から平成30年3月28日まで

(4) 納入場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁ほか（詳細は、仕様書による。）

(5) 入札方法

ア 入札金額は、1ヶ月間の賃貸借料（保守料を含む。）とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格名簿の営業種目（大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」）に登録されている者であること。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 24時間の保守体制を有し、故障発生連絡から1時間以内に現地に係員が到着して対応ができる者であること。

(6) 賃貸借物件の賃貸及び保守を確実に履行できる者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付

ア 交付期間

平成24年12月28日から平成25年1月11日まで（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。）

イ 交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県総務部原子力安全対策課

電話0852-22-5696

(2) 入札説明会

実施しない。

(3) 確認書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる入札参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出期限

平成25年1月16日 午後5時

ウ 提出場所

(1)イの場所

(4) 入札書の提出

入札参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出期限

平成25年1月21日 午前10時（ただし、郵送の場合は、平成25年1月18日午後5時までに到着していること。）

ウ 提出場所

平成25年1月18日午後5時までは(1)イの場所とし、それ以降は(5)イの場所とする。

(5) 開札

ア 日時

平成25年1月21日 午前10時から

イ 場所

島根県原子力防災センター2階会議室

ウ 開札

即時開札

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額に12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額に12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札参加者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者

を落札者とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Shimane nuclear disaster prevention network system machinery (expanded) , 1 set (Including supply of machinery and tools, installation, wiring, adjustment, maintenance etc.)
- (2) Delivery period : 29 March 2013
- (3) Time-limit for tender : 10 : 00 21 January 2013 (Tenders submitted by mail : 17 : 00 18 January 2013)
- (4) Information regarding tender : Nuclear Power Safety Policy Division Shimane Prefectural Government,
1 Tono-machi Matsue-shi Shimane-ken 690-8501 Japan, Tel 0852-22-5696